

## 長野県民支えあい観光産業緊急支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による観光客の激減によって危機的状況に陥っている観光産業を支援するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした旅行商品代金・宿泊料金の割引及び地域の観光事業者で使えるクーポンの配付により、利用料金の割引を行う事業者に対応・支援を実施するため、必要事項を定めるものとする。

### (事務取扱者)

第2条 （一社）長野県観光機構（以下「機構」という。）から委託を受けた「長野県民支えあい観光産業緊急支援事業事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。ただし対象事業者への割引料金の支払いについては長野県観光機構が取扱いを行うこととする。

### (事業内容)

第3条 長野県民支えあい観光産業緊急支援事業（以下「県民支えあい観光支援事業」という。）は、旅行商品代金・宿泊料金の低廉化及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の低廉化事業とする。

### (対象事業者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一会社については取りまとめて申込することとする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下、「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、宿泊予約申込時に宿泊者が長野県民であることを確認できる者
- (2) 令和2年6月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者が長野県民であることを確認できる者
- (3) 令和2年6月1日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者が長野県民であることを確認できる者
- (4) 長野県内のアクティビティ・体験施設、土産物店または飲食店であり、主に観光客が利用する施設（以下、「クーポン対象事業者」という。）であること。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。スポーツ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。ただし、土産物店については、スーパー・マーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。その他は別表に記載のとおりとする。

別表

対象となる施設種別	例示
<b>アクティビティ・体験施設</b>	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリー・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等

対象となる施設種別	例示
<b>アクティビティ・体験施設</b>	
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドア スポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り・釣り堀・BBQ、 ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク（遊園地） 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
<b>土産物店</b>	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等
<b>飲食店</b>	
飲食店 <b>※主として観光客が利用する飲食店</b>	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店（イートインスペースを保有する施設）・居酒屋

(支援金対象経費)

第5条 宿泊旅行割引については、県内在住者が長野県内に1泊以上する旅行商品代金又は長野県内における宿泊料金が割り引かれるものであること。

2 観光クーポン対象経費は、対象事業者においてアクティビティ・体験、土産物の購入、飲食等の料金が割り引かれるものであること。

3 対象事業者は、県民支えあい観光支援事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。

4 第1項及び第2項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
- (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
- (4) その他、長野県、機構及び事務局が不適当と認めるもの

5 対象事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること。また、対象事業者のうち、宿泊事業者及び旅行会社は、県民支えあい観光支援事業対象となる割引やクーポンの利用に際して、旅行者が長野県民であることの確認を行うこと。

(宿泊支援金の額)

第6条 宿泊支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊・旅行代金が1人1泊当たり10,000円以上の場合 1人1泊当たり5,000円

(2) 宿泊・旅行代金が1人1泊当たり6,000円以上10,000円未満の場合 1人1泊当たり3,000円

2 宿泊とセットになった観光クーポンについては、1人1泊当たり2,000円とする。

3 一人1回の旅行当たりの上限額は、10,000円とする。

(日帰り観光クーポンの額)

第7条 日帰り観光クーポンの支援金の額は、500円（販売価格1,000円）とする。

(クーポンの購入)

第8条 観光クーポン（2,000円）がセットになった宿泊割引クーポンの購入上限数は、1人1回2枚までとする。

2 日帰り観光クーポン（1,500円）の購入は、1人1回5枚までとする。

(宿泊支援金交付対象期間)

第9条 県民支えあい観光支援事業の宿泊対象となる期間は、令和2年6月26日以降に予約、販売されたもののうち、令和2年7月1日（チェックイン）以降の宿泊分から令和2年8月1日（チェックアウト）までの宿泊分とする。

(クーポン交付対象期間)

第10条 県民支えあい観光支援事業のクーポンの対象期間は、宿泊券とセットになった観光クーポン（2,000円）は、令和2年7月1日以降の使用分から7月31日の使用分とする。日帰り観光クーポン（1,500円）については、令和2年7月1日以降の使用から8月31日までの使用分とする。

(対象事業者登録申込)

第11条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を別に定める日までに事務局へ提出するものとする。

区分	申請書類
宿泊事業者	・長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の1(宿泊事業者用))
旅行会社	・長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の2) (旅行会社用) ・営業所(販売箇所)報告リスト(様式第2号)
クーポン対象事業者	・長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の3) (クーポン対象事業者用)

(対象事業者の指定の通知)

第12条 事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、県民支えあい観光支援事業 対象事業者登録完了通知書（様式第3号の1：宿泊事業者 様式第3号の2：旅行会社 様式第3号の3：クーポン対象事業者）により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 対象事業者指定登録 不採択通知書（様式第3号の4）により通知する。

(取組の中止)

第13条 支援金対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、長野県、長野県観光機構及び事務局は対象事業者に対し取組の中止を通知することができる。

(1) 対象事業者が第17条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合

2 事務局は、上記の事由により対象事業者に中止を求める場合は、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業中止通知書（様式第4号）により通知する。

### (実績報告)

第14条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、9月30日までに事務局に提出することとする。

- (1) 長野県民支えあい観光産業緊急支援事業実績書（宿泊事業者及び旅行会社：様式第6号の1 クーポン対象事業者：様式第6号の2）
- (2) 長野県民支えあい観光産業緊急支援事業 実績内訳シート（旅行会社のみ：様式第7号）
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類（旅行会社のみ：宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等（任意様式））
- (4) 利用済みクーポン券（原本）（宿泊事業者（宿泊割引クーポン利用があった施設のみ）、観光クーポン対象事業者）
- (5) クーポンを利用し、割引をした実績が証明できる書類（領収書等）（宿泊事業者（宿泊割引クーポン利用があった施設のみ）、観光クーポン対象事業者）
- (6) その他事務局が必要と認めるもの

### (支援金の請求)

第15条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書（様式第8号）を提出することとする。

### (支援金の支払等)

第16条 第14条の規定による支援金の請求があった場合、受託事業者が対象事業者の実施報告書及び第14条第1項から第6項に掲げる書類を照合し、請求内容を確認のうえ、長野県観光機構が適正な請求書を受理したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

### (支援金の交付条件)

第17条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 対象事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与して

いる法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第18条 機構及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第19条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第20条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、機構が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第21条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 宿泊割引クーポン及び観光クーポン（観光日帰りクーポン）は、転売してはならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、機構と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する